

委員会提案

美濃加茂市議会
第1回臨時会追加議案



平成30年10月18日

目 次

ページ

議第 5 7 号	予算決算特別委員会の設置について	-----	1
議第 5 8 号	新庁舎建設特別委員会の設置について	-----	2

議第57号

予算決算特別委員会の設置について

上記の議案を次のとおり美濃加茂市議会会議規則（昭和51年美濃加茂市議会規則第1号）第14条第2項の規定により提出する。

平成30年10月18日提出

議会運営委員会委員長 片桐美良

美濃加茂市議会議長 高井厚様

予算決算特別委員会の設置について
次のとおり予算決算特別委員会を設置する。

記

- 1 名称 予算決算特別委員会
- 2 設置の根拠 地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第1項及び美濃加茂市議会委員会条例（昭和51年美濃加茂市条例第20号）第5条
- 3 付議事件 1) 各会計における当初予算審査
2) 各会計における決算審査
3) 議会による事業評価の実施及び執行部への提言
4) 審査結果及び提言に対する予算反映の検証
- 4 委員の定数 16人以内
- 5 調査の期間 設置の日から本件に関する審査が終了するまでとし、議会の閉会中も継続して調査を行うものとする。

議第58号

新庁舎建設特別委員会の設置について

上記の議案を次のとおり美濃加茂市議会会議規則（昭和51年美濃加茂市議会規則第1号）第14条第2項の規定により提出する。

平成30年10月18日提出

議会運営委員会委員長 片桐美良

美濃加茂市議会議長 高井厚様

新庁舎建設特別委員会の設置について
次のとおり新庁舎建設特別委員会を設置する。

記

- 1 名称 新庁舎建設特別委員会
- 2 設置の根拠 地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第1項及び美濃加茂市議会委員会条例（昭和51年美濃加茂市条例第20号）第5条
- 3 付議事件
 - 1) 現庁舎の現状
 - 2) 新庁舎の機能
 - 3) 新庁舎建設の時期
 - 4) 新庁舎の位置と周辺対策
 - 5) 新庁舎にかかる経費
 - 6) その他新庁舎建設に関すること
- 4 委員の定数 16人以内
- 5 調査の期間 設置の日から本件に関する審査が終了するまでとし、議会の閉会中も継続して調査を行うものとする。

